2 1 教健第 6 5 0 号 平成 21 年 10 月 22 日

各教育事務所長・支所長 各 県 立 学 校 長 豊橋市立豊橋高等学校長 豊田市立豊田養護学校長

殿

愛知県教育委員会教育長

新型インフルエンザに関する対応(臨時休業の目安)について(通知)

このことについては、平成 21 年 8 月 27 日付け 2 1 教健第 5 3 1 号で「臨時休業の考え方」を示し、措置決定の際の参考とするよう目安を通知したところです。

その後、全国的に患者数が増加したことを踏まえ、平成21年9月24日には 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部から、地域ですでに感染が拡大し ている時に行う臨時休業は、一般には地域への感染拡大を抑える効果が限られ るとの考え方が示されました。

本県においては、インフルエンザの流行は急拡大しており、10月8日に「インフルエンザ警報」が発令され、現時点では県内の多くの地域において、警報レベルを超える患者報告数となっております。

したがって、今後は、従来から実施されている感染拡大防止対策を徹底しつ つ、各学校における運営上の影響を考慮して、臨時休業の意志決定の際には、 季節性インフルエンザに準じて対応することも含め、先に示した措置の目安を 弾力的に運用してください。

なお、各教育事務所・支所にあっては、管内の市町村教育委員会へ周知をお 願いします。

担当 健康学習課保健・給食グループ

電話 052-954-6794

FAX 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 6 5